

高松市立香南中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、全校生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

また、特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

2 いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。また、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するように努める。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。対応に当たっては、教職員全員の共通理解のもと、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会及び警察等関係機関に報告し、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。場合によっては保護者会を設け、説明する。

5 教職員の資質・能力の向上と専門的知識を有する人々との連携

いじめは教職員が気づきにくい形で行われることに留意し、生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福利の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修などに推進する。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「香南中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年団生徒指導担当教員、教育相談担当、特別支援担当、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加する。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び体験活動及び人権・同和教育

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進する。また、人権・同和教育を充実し、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

『強めよう絆』月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

すべての教職員が、生徒の示す変化を見逃さないようにする。特に休み時間は、生徒の特性がもっとも出やすい時間帯であることを認識し、校内巡視等により、休み時間の過ごし方の実態把握に努める。

(2) 「ライフ」を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、生徒と緊密な関係づくりとともに、毎日の生活を記録する「ライフ」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

(4) 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人々や教職員による教育相談を年3回実施する。

(5) 生徒指導結果の情報共有

生徒指導結果を生徒指導委員会や職員会議等において報告し、共通理解に努める。

3 いじめに対する処置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ・ すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の保護者に連絡する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教育委員会及び警察等関係機関に報告し、指導及び指示を仰ぐ。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめを受けた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡などにより、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の協力を得る。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、「解消している」状態に至った場合でも、あくまで、1つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察するように努める。

(3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめを行ったとされる生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶対許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。また、いじめを行った生徒への心理的支援を行う。いじめを行う生徒自身も、元は被害者だった可能性があり、心が満たされないから意地悪をするよう考えられる。いじめを行ったことは悪いが、生徒本人が悪い訳ではないという目線が必要であり、いじめを行った側にもカウンセリング等の心理的なサポートを行う。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底

して守り通すという観点から、市教育委員会及び警察等関係機関と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめの傍観者であった生徒に対して、いじている側と同様であるということ指導する。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合等、重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会及び警察等関係機関への報告を行う。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「香南中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

第5 教職員の指導力の向上

いじめの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で研修を行い、普段から教職員の資質・能力の向上を図る。「HAND IN HAND」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。